

令和元年第2回

臨時会会議録

会 期

令和元年5月7日(火)

会 議 日

令和元年5月7日(火)

東串良町議会

令和元年第2回東串良町議会臨時会（第1号・第1号の追加1）

開 会 令和元年5月7日 午前10時01分
閉 会 令和元年5月7日 午後 3時04分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
----------	----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	宮地 利行
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	高吉 幸一郎
会計管理者	有嶋 義昭	教育委員会管理課長	田尾 勝
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	橋口 正博
農林水産課長	木佐貫 勝志	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	甫村 良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	大園 保広	書記	浜屋 啓子
------	-------	----	-------

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

(第1号)

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長選挙

(第1号の追加1)

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 選挙第2号 副議長選挙
- 日程第 5 選任第1号 常任委員の選任
- 日程第 6 選任第2号 議会運営委員の選任
- 日程第 7 選挙第3号 大隅肝属地区消防組合議会議員選挙
- 日程第 8 選挙第4号 大隅肝属広域事務組合議会議員選挙
- 日程第 9 議員派遣の件
- 日程第10 同意第3号 固定資産評価員の選任について
- 日程第11 同意第4号 監査委員の選任について
- 日程第12 同意第5号 副町長の選任について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号））
- 日程第18 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））

会議に付した事件

(第1号)

- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 選挙第1号 議長の選挙

(第1号の追加1)

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期決定の件
日程第 4 選挙第2号 副議長の選挙
日程第 5 選任第1号 常任委員の選任
日程第 6 選任第2号 議会運営委員の選任
日程第 7 選挙第3号 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙
日程第 8 選挙第4号 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙
日程第 9 議員派遣の件
日程第10 同意第3号 固定資産評価員の選任について
日程第11 同意第4号 監査委員の選任について
追加日程第1 同意第6号 監査委員の選任について
日程第12 同意第5号 副町長の選任について
追加日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）
日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号））
- 日程第18 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））

会 議 の 経 過

開 会 午前10時01分

臨時議長（前 田）

ただいまから、令和元年第2回東串良町議会臨時会を開会いたします。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 仮議席の指定

臨時議長（前 田）

日程第1 仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

~~~~~

◆ 日程第2 選挙第1号 議長の選挙

臨時議長（前 田）

日程第2 選挙第1号 議長の選挙を行います。
お諮りします。
選挙は、投票で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（前 田）

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行うことに決定しました。
議場の出入り口を閉めます。

（議場の出入り口を閉める）

臨時議長（前 田）

ただいまの出席議員は10名です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。
投票用紙を配ります。
念のために申し上げます。
投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

臨時議長（前 田）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（前 田）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

臨時議長（前 田）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長（大 園）

1 番 小川香織議員、投票をお願いします。

2 番 児玉勇治議員、お願いします。

3 番 瀬戸山譲一議員、お願いします。

4 番 牧原完治議員、お願いします。

5 番 西園貞美議員、お願いします。

6 番 泊 重巳議員、お願いします。

8 番 上園ミキ議員、お願いします。

9 番 宮地利雄議員、お願いします。

10 番 田之畑 稔議員、お願いします。

7 番 前田 隆議員。

臨時議長（前 田）

投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

臨時議長（前 田）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

会 議 の 経 過

開票を行います。

1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

臨時議長 (前 田)

選挙の結果を報告します。

投票総数10票のうち、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、田之畑 稔議員7票、瀬戸山譲一議員2票、宮地利雄議員1票。

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、田之畑 稔議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

臨時議長 (前 田)

ただいま議長に当選されました田之畑 稔議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

田之畑 稔議員、議長当選の承諾と御挨拶を演台でお願いします。

議 長 (田之畑)

それでは、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま投票によりまして、私が議長として当選となったわけでありまして。まずこのことについて受諾をいたしたいと思っております。

私は、先ほどの所信でも申し上げたんですけれども、二元代表制におけるこの議会の使命、役割、そのことを踏まえて、議会が本来の機能を果たすべく、話し得る議会として皆さんと手を携えて、この議会をつくり上げていきたいと。さまざまな御意見もあるわけですが、10人おれば10人の意見がそれぞれにあるわけです。そういう意見を集約して、よりよい議会をつくっていくというのが私の使命だろうというふうに思っているわけです。

本町におきましては、まだ若い議員も多いわけですので、これからいろいろと経験を積んでいただいて、次の次代を担っていただく議員として研鑽を積んでいただければと、そのように願っているわけでありまして。

そういう意味もありまして、私は議長の任期は本来は4年でありますけれども、2年ということでひとつ今後申し合わせをして、さまざまな方々、いろんな方々にその機会を与えるといいますか、そういう機会をつくっていくと、そういう思いでございますので、今後またその点について、副議長、監査委員、いろいろな問題がありますので、そういうことについても皆さん方と協議して、よりよい方向を見出していけれ

会 議 の 経 過

ばというふうに思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上をもって、受諾の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

臨時議長（前 田）

これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございました。
それでは、田之畑 稔議長、議長席におつきをお願いします。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩を致したいと思います。

休 憩 午前10時15分
— ◆ —
再 開 午前10時38分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日のこれからの議事日程は、印刷してお手元に配付してありますので、朗読を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議席の指定

議 長（田之畑）

日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。

~~~~~

◆ 日程第2 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。

~~~~~

### ◆ 日程第3 会期決定の件

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

日程第3 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日の1日間に決定しました。

~~~~~

◆ 日程第4 選挙第2号 副議長の選挙

議 長 (田之畑)

日程第4 選挙第2号 副議長の選挙を行います。
お諮りします。
選挙は投票で行うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定により投票で行うことに決定しました。
議場の出入り口を閉めます。

(議場の出入り口を閉める)

議 長 (田之畑)

ただいまの出席議員は10人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。
投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

念のため申し上げます。
投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

議 長 (田之畑)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長 (田之畑)

異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

事務局長 (大 園)

- 1 番 小川香織議員、投票をお願いします。
- 2 番 児玉勇治議員。
- 3 番 瀬戸山譲一議員。
- 4 番 牧原完治議員。
- 5 番 西園貞美議員。
- 6 番 泊 重巳議員。
- 7 番 前田 隆議員。
- 8 番 上園ミキ議員。
- 9 番 宮地利雄議員。
- 10 番 田之畑 稔議員。

議 長 (田之畑)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

議 長 (田之畑)

選挙の結果を報告します。

投票総数10票のうち、有効投票8票、無効投票2票です。

有効投票のうち、西園貞美君5票、小川香織議員2票、宮地利雄議員1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、西園貞美議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場の出入り口を開く)

議 長 (田之畑)

ただいま副議長に当選された西園貞美議員が議場におられますので、会議規則第3条第2項の規定により、当選の告知をします。

西園貞美議員、副議長当選の承諾と御挨拶を演台でお願いいたします。

副議長 (西 園)

当選させていただきました西園でございます。議長の補佐役として一生懸命頑張ってみります。どうかよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

議 長 (田之畑)

それでは、ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時48分

—◇—

再 開 午前11時14分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

◆ 日程第5 選任第1号 常任委員の選任

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第5 選任第1号 常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は、それぞれの常任委員会において互選することになっており、さらに同条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせることになっておりますので、これより常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

委員会の招集場所は、次のとおり定めます。

総務民生常任委員会は正副議長室、教育産業常任委員会は議員控室、広報広聴常任委員会は正副議長室と定めます。

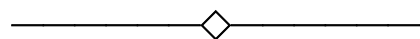
互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が行うことになっております。

各常任委員会の年長委員を御紹介します。

総務民生常任委員会は上園ミキ議員、教育産業常任委員会は前田 隆議員、広報広聴常任委員会は宮地利雄議員であります。

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午前11時16分



再 開 午前11時51分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、お知らせします。

総務民生常任委員長 牧原完治議員、総務民生常任副委員長 小川香織議員、教育

## 会 議 の 経 過

産業常任委員長 児玉勇治議員、教育産業常任副委員長 宮地利雄議員、広報広聴常任委員長 瀬戸山譲一議員、広報広聴常任副委員長 小川香織議員。

以上のとおりです。

---

### ◆ 日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任

議 長（田之畑）

日程第6 選任第2号 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項及び議会運営委員会規定第3条の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、議会運営委員会規定第4条の規定によって、委員長は西園貞美議員、副委員長は牧原完治議員です。

---

### ◆ 日程第7 選挙第3号 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙

議 長（田之畑）

日程第7 選挙第3号 大隅肝属地区消防組合議会議員の選挙を行います。

同組合議会議員は、同組合同規約第5条第2項の規定により、議会議員から二人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

御異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属地区消防組合議会議員に、児玉勇治議員、田之畑 稔議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました児玉勇治議員、田之畑 稔議員を大隅肝属地区消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました児玉勇治議員、田之畑 稔議員が大隅肝属地区消防組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属地区消防組合議会議員に当選された児玉勇治議員、田之畑 稔議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をします。

児玉勇治議員、田之畑 稔議員、当選の承諾の御挨拶をお願いします。

2 番 (児 玉)

ただいま大隅肝属地区消防組合の議員に当選しました児玉でございます。消防組合も今、庁舎とかいろんな大変な問題を抱えているんですけども、行政と一体となって頑張っていきますので、どうかひとつよろしくをお願いします。

10番 (田之畑)

ただいま大隅肝属地区消防組合議会議員に当選をさせていただきました田之畑です。受諾、承諾をいたしたいと思います。この消防組合議会につきましては、議員の中でもいろいろと改革の話も出ておりますので、それらのことに対して取り組んでまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

~~~~~

◆ 日程第8 選挙第4号 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第8 選挙第4号 大隅肝属広域事務組合議会議員の選挙を行います。

同組合議会議員は、同組合同規約第6条第2項の規定により、議会議員から二人を選挙することになっております。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

大隅肝属広域事務組合議会議員に、宮地利雄議員、上園ミキ議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、宮地利雄議員、上園ミキ議員を大隅肝属広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、宮地利雄議員、上園ミキ議員が大隅肝属広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま大隅肝属広域事務組合議会議員に当選された、宮地利雄議員、上園ミキ議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選人の告知をします。

宮地利雄議員、上園ミキ議員、当選の承諾と御挨拶をお願いいたします。

8 番（上 園）

ただいま御指名をいただきました上園です。快く受けたいと思います。肝属広域事務組合の議員なのですが、多岐にわたって審議することが多々あります。一生懸命今までどおり引き続き頑張ってまいりたいと思います。皆様方の御協力よろしく願いいたします。

9 番（宮 地）

引き続き大隅肝属広域事務組合の議員に選出をされた宮地です。介護、火葬場、それと焼却炉という、この三つの事業を運営する議会ですが、特に焼却炉の最終処分の焼却灰が本当に安全に処理できるように引き続き取り組みたいと思います。よろしく願いします。

◆ 日程第9 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第9 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

会 議 の 経 過

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 59 分
—◆—
再 開 午後 2 時 39 分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

◆ 日程第 10 号 同意第 3 号 固定資産評価委員の選任について

議 長 (田之畑)

日程第 10 号 同意第 3 号 固定資産評価委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第 3 号 固定資産評価委員の選任について御説明申し上げます。

人事異動に伴いまして税務課長 東水流 勝を固定資産評価委員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから同意第3号 固定資産評価委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第11 同意第4号 監査委員の選任について

議 長 (田之畑)

日程第11 同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第4号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期満了のため、東串良町池之原1207番地2、児玉愛司さんを監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから同意第4号 監査委員の選任について同意を求める件を採決します。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

次に、同意第6号 監査委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

同意第6号は、急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに審議することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は急施事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに審議することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 追加日程第1 同意第6号 監査委員の選任について

議 長 (田之畑)

追加日程第1 同意第6号 監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、泊 重巳議員の議場からの退場を求めます。

(泊 重巳議員 退場)

議 長 (田之畑)

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

同意第6号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

任期満了のため、東串良町池之原2526番地1、泊 重巳さんを監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであ

## 会 議 の 経 過

ります。よろしくお願いいいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから同意第6号 監査委員の選任について同意を求める件を採決します。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は同意することに決定されました。  
泊 重巳議員の入場を求めます。

（泊 重巳議員 入場）

議 長（田之畑）

泊議員については、さきに審議した追加日程第1 同意第6号 監査委員の選任について同意されましたので、告知します。

~~~~~

◆ 日程第12 同意第5号 副町長の選任について

議 長（田之畑）

日程第12 同意第5号 副町長の選任について同意を求める件を議題とします。
町長から提案理由の説明を求めます。

会 議 の 経 過

町長。

町 長（宮 原）

同意第5号 副町長の選任について御説明申し上げます。

任期満了のため、東串良町川東1504番地、畠中勇一郎さんを副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから同意第5号 副町長の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定されました。

それでは、町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

副町長（畠 中）

・・・聞き取り難し・・・

議 長（田之畑）

お諮りします。

常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を日程に追加し、追加日程第2として直

会 議 の 経 過

ちに審議することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに審議することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 追加日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議 長 (田之畑)

追加日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに審議することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに審議することに決定しました。



◆ 追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

追加日程第3 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◆ 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、東串良町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり東串良町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
9番 宮地利雄君。

9 番 (宮 地)

この承認第1号について反対の討論を行います。  
これは国会で地方税法のこの改正案が審議をされたわけですが、この内容が消費税増税対策としてのこの車体課税の大幅改正、住宅ローン減税の延長などの措置が中心なものであります。また、ひとり親世帯の個人住民税の非課税措置の適用、熊本地震による被災住宅用地にかかる固定資産税等の特例措置の延長など必要と思われる措置も一部含まれてはいるものの全体としては10月の消費税増税のためのそれを緩和するための改正となっているために、消費税の増税に反対する共産党としては、これには賛成できないという態度を示して反対討論といたします。

議 長 (田之畑)

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。  
これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(東串良町税条例等の一部を改正する条例)を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
承認することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。  
したがって、本件は承認することに決定されました。

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

◆ 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町一般会計補正予算（第9号））

議 長（田之畑）

日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町一般会計補正予算（第9号））を議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平成30年度東串良町一般会計補正予算（第9号）につきましては、地方法税、国庫支出金、県支出金、地方交付税及び町道等にかかる調査への確定及びそれに伴い財源更正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

17ページで財政調整基金繰り入れが大分減額され、これで調整されているわけなんです。まだ何回か平成30年度の補正が組まれると思います。ぜひ財調だけは計画どおり予算を組んでいただきたいと思います。お願いいたします。

議 長（田之畑）

今は質疑ですからね。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東串良町一般会計補正予算(第9号))を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))

議 長 (田之畑)

日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、平成30年度鹿児島県国民健康保険給付費等交付金の交付額変更による交付額の減及び保険給付費の減のため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第5号))を採決します。
本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号))

議 長 (田之畑)

日程第17 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号))を議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。  
平成30年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第5号)につきましては、高齢者元気度アップポイント事業の県補助金の減が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条3項により御報告し、承認を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第5号））を採決します。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
◆ 日程第18 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））

議 長（田之畑）

日程第18 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、生活基盤施設耐震化等補助金による水道施設更新に係る調査への減が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項に

会 議 の 経 過

より御報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））を採決します。
本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

御異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
令和元年第2回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉 会 午後 3時04分